

国民年金法施行規則第十八条の二第一項の規定に基づき受給権者がその日までに届書等を提出すべき日として厚生労働大臣が指定する日及び年金生活者支援給付金の支給に関する法律施行規則第六条第一項の規定に基づき年金生活者支援給付金受給資格者がその日までに届書等を提出すべき日として厚生労働大臣が指定する日の一部を改正する告示案に関する御意見募集の結果について

令和3年6月24日
厚生労働省年金局
事業管理課

標記については、令和3年5月6日から令和3年6月4日まで御意見を募集したところ、御意見は寄せられませんでした。

今後とも厚生労働行政の推進に御協力賜りますようお願い申し上げます。